

第1条(総則)

本利用約款は、一般社団法人KEC関西電子工業振興センター(以下乙という)のコンサルティング業務をご依頼される会員会社(以下甲という)と乙との間のコンサルティング業務について規定するものであり、甲乙間に別途締結した契約書または取決めの無い限り、以下の条文の規定を適用する。

第2条(定義)

本コンサルティング業務請負約款において、コンサルティング業務とは、甲のEMC試験運営の支援やそれに付随する業務等をいう。

- (1) 甲のEMC試験運営に係わるコンサルティング業務
- (2) (1)に付随する業務(EMC試験施設・設備管理、技術者育成、品質マネジメントの助言等)

第3条(顧客)

乙が行うコンサルティング業務(以後、本件業務という)は、乙の会員会社に限定するものとする。

第4条(契約の成立)

- (1) 以下の手順でコンサルティング業務の契約を行うものとする。
 - 1) 甲、乙打合せした本件業務の詳細(業務内容、期間等)から乙が作成した見積書(必要に応じて提案書含む)を甲に提出する。
 - 2) 甲から「コンサルティング業務申込書」を提出する。
 - 3) 乙が作成した「コンサルティング業務 実施計画書」を甲に提出し、合意することで成立する。
- (2) 乙が紹介したEMC試験施設・設備の施工業者、製造業者、代理店について、甲は、別途、乙を介さず売買契約を結ぶものとする。

第5条(契約の変更)

- (1) 甲または乙は、契約の内容を変更する必要がある場合には、速やかに相手方にその旨を通知し、相手方と協議して、変更後の「コンサルティング業務 実施計画書」、「見積書」の合意の上、契約を変更することができる。
- (2) 甲の責に帰すべき事由により契約が変更となり、これにより乙が損害を被った場合には、乙は甲に対し当該損害の賠償請求ができるものとする。なお、甲が乙に対して行う損害賠償の範囲および金額は、甲および乙で協議の上、決定するものとする。
- (3) 乙の責に帰すべき事由により契約が変更となり、これにより甲が損害を被った場合には、甲は乙に対し当該損害の賠償請求ができるものとする。なお、乙が甲に対して行う損害賠償の範囲および金額は、その直接の損害に限り、賠償する。ただし、賠償する損害額は、本コンサルティング業務で受領した報酬額(本件利用料金)を上限とする。

第6条(コンサルティング業務)

- (1) 乙は、必要に応じて甲に対して下記の社内(機密)情報を要求することができる。
 - 1) ISO/IEC 17025 認定取得・維持サポートのため品質システム関連文書
 - 2) 試験施設、試験設備導入の関連文書(納入業者提案書、見積書等)
 - 3) その他業務遂行に必要な情報
- (2) 甲の敷地内の施設(会議室、EMC試験棟等)で行う作業は、甲の安全衛生管理規則に従い、原則、定時間内(9:00~17:15)とする。作業日数は、「コンサルティング業務 実施計画書」に準ずる。
- (3) 内部監査代行、品質マネジメントシステムサポート、技術サポート、セミナー実施などは、甲による録画等を禁じる。

第7条(納品)

- (1) 乙は、個別契約に定める納期までに、成果物として「コンサルティング業務報告書」を甲に納品する。
但し、セミナー等の実施については、「コンサルティング業務報告書」の代わりにセミナー資料(印刷物)の配布で代用することができる。

- (2) 乙は、納期までに成果物が納入できない事由が発生したとき、またはそのおそれがある時は、直ちにその旨および納品予定日を甲に通知し、甲の指示に従うものとする。
- (3) 乙の責に帰すべき事由により納期に成果物が納品されず、そのために甲が損害を被った場合には、甲は乙に対し当該損害の賠償請求ができるものとする。なお、乙が甲に対して行う損害賠償の範囲および金額は、その直接の損害に限り、賠償する。ただし、賠償する損害額は、本コンサルティング業務で受領した報酬額(本件利用料金)を上限とする。
- (4) 天災地変、感染症感染防止その他不可抗力により、本件業務の履行や成果物の納品が遅れた場合、乙はその責を負わないものとする。

第 8 条(受入検収)

- (1) 甲は、乙から成果物が納入された後、すみやかに成果物が「コンサルティング業務 実施計画書」等に基づくものであるかの受入検収を行う。適合と認定した場合これを受け入れる(以下、検収という)。
- (2) 甲は、乙から提供した「コンサルティング業務報告書」に添付された技術者育成用テキスト、品質マネジメント構築支援文書等の著作権は、乙が所有し、乙の許可なく複製や第三者への開示はできない。
- (3) 甲は、第 8 条(1)項に基づく検収後、乙に書面により検収が終了した旨を通知する。
- (4) 乙が第 8 条(2)項に基づき再度成果物を納入した場合についても本条を適用するものとする。
- (5) 本条の検収をもって契約の終了とする。

第 9 条(利用料金の支払い)

甲は、第 7 条の検収終了後、乙が発行した請求書に従い、利用料金を月末締め翌月末までに、乙の請求書で指定された銀行口座に振込むものとする。

第 10 条(保存・破棄)

- (1) 甲から提供された情報及びその複写物・複製物は、コンサルティング業務報告書の発行日から乙は1年間保存するものとする。乙は保存終了後、裁断・破壊・削除等の方法により破棄するものとする。
- (2) 甲は、1年間の保存を待たずに本件業務が終了した場合、甲から提供された情報及びその複写物・複製物について返還または破棄を要求することができる。
- (3) 乙が作成したコンサルティング業務報告書及びその複写物・複製物は、コンサルティング業務報告書の発行日から乙は10年間保存するものとする。乙は保存終了後、裁断・破壊・削除等の方法により破棄するものとする。

第 11 条(異議・苦情申し立て)

甲は、本件業務に関する異議または乙の業務に関する苦情は、文書により乙に申し出るものとする。乙は異議または苦情の内容を調査し、甲に文書にて回答するものとする。

乙は、甲からの苦情処理については、以下の手順で行う。

- (1) 苦情の情報収集から処置対策までの手続きを明確にし、試験事業部(ラボラトリ)活動に関係する場合は、処理を行う。
- (2) 乙の品質管理者は「苦情・是正処置管理書」を作成し、乙の対策責任者を任命し、乙の関係部署へ連絡する。
- (3) 乙の対策責任者は、苦情内容を解析して原因を究明し、是正処置を実施する。是正処置の処置承認は、乙の対策部署の責任者が行う。その内容を「苦情・是正処置管理書」に記入し、乙の品質管理者の承認を得る。
- (4) 甲への回答は、乙の対策部署が回答書を作成し、乙の担当責任者が内容を確認し、乙の品質保証グループが行う。回答書は、「品質苦情回答書」の使用を原則とする。甲から特に指定のある場合を除いては、苦情受付日から7 勤務日以内を目標に回答するよう努める。なお、大幅に回答が遅れる場合には、甲に対し進行状況と対策計画の説明を事前に行う。
- (5) 対策実施後、乙の対策担当部署は対策効果について確認し、再発防止に万全を期すとともに、必要に応じては管理システム構成文書の改訂を行う。
- (6) 全ての苦情の記録並びに乙の行った調査及び是正処置の記録は、乙の品質保証グループが保管する。
- (7) 関係する場合、本品質マニュアルの「不適合試験・校正業務の管理」、「是正処置」の規定に従う。

第 12 条(契約の解除)

甲が次の各号のいずれかに該当した場合には、乙は、何らの催告を要することなく、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 甲が自ら振り出した手形または小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止の状態に至った場合
- (2) 甲が差押、仮差押、仮処分、競売または強制執行の申立を受け、または滞納処分、保全差押を受け、もしくはこれらの申立処分を受けるおそれのある事由が生じた場合
- (3) 甲が破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立を受けまたは自らこれらの申立をした場合
- (4) 甲が営業の停止または解散した場合
- (5) 乙が供試装置を必要と判断する場合に、甲から提出のない場合
- (6) 甲が要求する申し込み内容に関して、乙にて技術的に疑義が生じ実施できないと判断した場合

第 13 条(保証責任)

- (1) 乙が行った支援業務(アドバイス等)の内容は、ISO/IEC 17025 の認定新規取得、維持、更新、拡大の目的達成を保証するものではない。
- (2) 甲が施工業者、製造業者、代理店から納品した EMC 試験施設・設備の保証について、乙は責を負わない。

第 14 条(守秘義務)

- (1) 乙は、甲から提供された情報及びその複製物・複製物は、本件業務のみに使用するものとし、他の目的に使用、またはお客様もしくは法令に基づく等の正当な理由なくして、第三者に漏洩・開示はしない。
- (2) ただし、申込み時に公知であった情報、申込み後に乙の故意または過失によらず公知になった情報及び乙が第三者から適法に取得した情報を除く。
- (3) 甲は、乙から提供した「コンサルティング業務報告書」に添付された技術者育成用テキスト、品質マネジメント構築支援文書等の著作権は、乙が所有し、乙の許可なく複製や第三者への開示はできない。

第 15 条(個人情報)

提供された甲の個人情報に関して、乙は本試験施設利用のための業務(受付・連絡・請求書発行等)のみに利用できるものとする。ただし、乙のサービス向上に向けて、各種の案内・情報提供・情報収集やアンケート実施に甲の個人情報を利用できるものとする。

第 16 条(反社会的勢力の排除)

- (1) 甲または乙は、自身が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力に該当しないものとする。
- (2) 甲または乙が、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の各項の行為をしないものとする。
 - 1) 相手方に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
 - 2) 相手方に対して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為
 - 3) 相手方に対して、相手方の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為
- (3) 甲または乙が、相手方に第16条(1)項の規定に反する事実があった場合、または相手方が第16条(2)項の規定に違反した行為を行った場合、相手方に対してなんら催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- (4) 前項の規定により解除権を行使した当事者は、当該解除により自己が被った損害について相手方に求償することができ、かつ、本契約を解除したことによって相手方が損害を被った場合であっても、当該損害を賠償する責を負わないものとする。

第 17 条(その他)

上記内容にない事項や、疑義が生じた場合、参加試験所様および当センターは、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上